

多賀町教育委員会後援等の承認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、官公署、学校または連合体、公益法人、報道機関、学術研究機関、その他多賀町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認める団体等（以下「団体等」という。）が主催する博覧会、展示会、大会等（以下「事業等」という。）について、教育委員会の後援、協力および共催（以下「後援等」という。）の使用承認の申請があった場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体等が行う事業等について、教育委員会がその趣旨や内容に賛同し、応援することを対外的に表明すること（ちらしの配架、賞状用紙の交付等軽易な協力を行う場合を含む。）。
- (2) 協力 団体等が行う事業等について、教育委員会がその趣旨や内容に賛同し、その実施について援助すること。
- (3) 共催 団体等が行う事業等について、教育委員会が事業の企画または運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。

(承認基準)

第3条 後援等の承認基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業が特定の政治思想または宗教に係る目的を有しないこと。
- (2) 参加費等を徴収する事業にあつては、その費用が事業の規模や内容に応じた適正な額であつて、営利を主たる目的としないこと。
- (3) 特定の会員等のみを対象としない一般に公開された事業であり、会員の勧誘を目的としないこと。
- (4) 事業の内容が町民の福祉の増進に寄与するものであり、公益に反するものでないこと。
- (5) 安全対策、交通対策、廃棄物対策等への配慮が十分になされていること。
- (6) 団体等の存在または組織が明確であり、事業実施の責任者が明らかであること。
- (7) 必要な官公署への届出等の手続がとられていること。
- (8) 協力または共催を承認するときは、教育委員会の施策推進に大きく寄与することが明らかであること。

2 前項の規定にかかわらず、後援等のうち、教育委員会の発意により他の行政機関、民間団体等と実施する事業は、承認の対象から除くものとする。

(申請方法)

第4条 教育委員会に後援等を求める者(以下「申請者」という。)は、多賀町教育委員会後援等承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて教育長に申請するものとする。

- (1) 団体の定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにするもの
- (2) 活動実績書等団体の活動実績を明らかにするもの
- (3) 事業計画書又は事業実施要項等事業の内容を明らかにするもの
- (4) 協力もしくは共催または参加費等を徴収する事業にあつては事業収支予算書
- (5) 協力または共催を求めるときは、教育委員会が行う援助または町が担う責任の内容を明らかにする書面
- (6) その他教育長が必要があると認める書類

(承認の決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、承認(不承認)を決定したときは、多賀町教育委員会後援等承認(不承認)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 前項の審査に係る標準的な期間は、14日間とする。

(承認後の変更)

第6条 申請者は、前条に規定する決定の後に第4条の多賀町教育委員会後援等承認申請書に記載した事項に変更があつたときは、多賀町教育委員会後援等事業変更申請書(第3号様式)により教育長に申請しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 教育長は、次に掲げる場合には、直ちに後援等の承認を取り消すことができる。この場合において、教育長は、当該承認の取消しについて多賀町教育委員会後援等承認取消通知書(第4号様式)により通知しなければならない。

- (1) 申請内容に虚偽があつたとき。
- (2) 第3条の基準を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 公序良俗等に反する行為等があつたとき。
- (4) 事業が中止になったとき。
- (5) その他承認を取り消すことが必要と認められるとき。

(実施報告)

第8条 申請者は、事業を終了したときは、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 多賀町教育委員会後援等事業実施報告書（第5号様式）
- (2) 協力もしくは共催または参加費等を徴収した事業にあつては事業収支報告書
- (3) その他教育長が必要があると認める書類

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。